

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
(11) 内閣府本府	堺 市	地域就職氷 河期世代支 援加速化交 付金	3、4	千円 3,120	千円 2,340	千円 3,120	千円 2,340

堺市は、令和3年度及び4年度に、職業的な自立に向けた就労支援を目的とする「堺市ユースサポートセンター(堺サポステ)事業」を実施するとして、交付申請書を3年度分は3年3月23日に、4年度分は4年3月18日にそれぞれ内閣府本府に提出し、同府の審査を経て、これらにより3年4月1日及び4年4月1日にそれぞれ同府から交付金の交付決定を受けていた。そして、同市は、就職氷河期世代の相談支援に係る経費として3年度1,560,000円(交付対象事業費同額)、4年度1,560,000円(交付対象事業費同額)をそれぞれ要したとして同府に実績報告書を提出し、同府の審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより計2,340,000円の交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付決定日である3年4月1日及び4年4月1日より前の2年3月24日に委託契約を締結して交付対象事業に着手していた。そして、当該契約は、2年4月1日から5年3月31日までの3か年を履行期間とした契約となっていて、その事業費のうち、3、4両年度における就職氷河期世代の相談支援に係る経費を3、4両年度の交付対象事業費として計上していた。また、同市は、同府に対して交付金の交付決定前着申書等を提出しておらず、その承認を受けていなかった。

したがって、3、4両年度におけるそれぞれの交付対象事業費1,560,000円の計3,120,000円は全額が交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金計2,340,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同府において交付金の交付申請時等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 10,306,000円

交付対象事業費の算定が適切でなかったため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 8,007,000円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(12) 高知県	宿毛市	デジタル田 園都市国家 構想交付金	4	千円 253,396	千円 64,060	千円 16,015	千円 8,007

この交付金は、地域再生法(平成17年法律第24号)、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年府地創第414号等。以下「制度要綱」という。)、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)交付要綱(平成29年府地事第89号等)等に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される施設(以下「整備対象施設」という。)の新築、増築及び改築等の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地方公共団体が制度要綱等に基づき作成する施設整備計画に記載された施設整備事業及び整備対象施設と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「効果促進事業」という。)等とされており、交付金の補助率は2分の1等とされている。

効果促進事業については、外構工事、既存施設の除去・解体のほか Wi-Fi 工事、デジタルサイネージ等の「デジタル設備」の設置等を想定しており、交付対象事業費の2割以内（効果促進事業の対象設備であるデジタル設備の設置のためとしてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の3割以内）で行われるものであるとされている。また、他の国庫補助金等の交付対象となる可能性のある施設整備等については、他の国庫補助金等を優先して活用することとされている。

そして、都道府県は、市町村（特別区を含む。）から実績報告書等の提出を受け、交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

宿毛市は、令和4年度に、施設整備計画に基づき、道の駅を市内外から誘客できる観光・交流拠点とすることを目指してリニューアルを行うために、トイレ棟及び管理棟を新築する施設整備事業並びにそれらの外構工事等を行う効果促進事業から成る「道の駅すくもサニーサイドパーク再生事業」（以下「道の駅再生事業」という。）を事業費253,396,000円（交付対象事業費128,121,000円）で実施していた。

同市は、道の駅再生事業において、整備対象施設にデジタルサイネージを設置することとして、デジタル技術の活用に要する経費を含むとする施設整備計画を内閣府本府に提出して交付決定を受けていた。そして、同市は、高知県に効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の3割になるとして交付対象事業費を算定した実績報告書等を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金64,060,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記デジタルサイネージの設置については、道の駅再生事業ではなく他の国庫補助金等を活用した事業により実施していた。このため、道の駅再生事業の効果促進事業に係る経費にはデジタル技術の活用に要する経費が含まれないこととなり、これに伴い効果促進事業に係る経費は交付対象事業費の2割までとなる。

したがって、効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の2割であるとして交付対象事業費を算定すると112,106,000円となり、これに係る交付金相当額は56,053,000円となることから、交付金交付額64,060,000円との差額8,007,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）が過大に交付されていたもの （1件 不当と認める国庫補助金 1,257,000円）

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、「〔放課後児童健全育成事業〕の実施について」（平成27年雇児発0521第8号。以下「実施要綱」という。）等に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び一部事務組合が実施主体となり、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。放課後児童健全育成事業については、実施要綱において事業の種類が複数定められており、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるものである。

そして、国は、市町村に対して、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

実施要綱等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一の支援の単位（以下、この単位を「支援単位」という。）とすることとされている。